

男性の育児参加は、会社にも社会にもプラスです！！

男性の育児参加を進めることは、男性社員の育児休業の取得や短時間勤務の実施などを契機として、企業において職場内での業務の改善や働き方の見直しが進み、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現による心身の健康の確保や労働時間の短縮によるコスト削減などの効果が期待されます。

また、「仕事も子育ても、どちらも充実させたい」「積極的に子育てをしたい」そんな価値観を持つ男性社員のモチベーションアップにつながることも期待されます。

社員の定着率や企業価値の向上のためにも男性の育児休業取得に向けた取組を推進しましょう！

男性社員の育児休業取得を促進し、「くるみん認定」を目指しましょう！

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を取得するためには男性社員の育児休業等の取得実績が必須です。

子育てサポート企業の証であり、優秀な人材の確保等のメリットが期待できる「くるみん認定」を目指す取組の一環として、男性社員の育児休業取得を促進しましょう。



育児休業取得の申出を拒むことはできません

性別に関係なく、法定の要件を満たした労働者からの育児休業取得の申出を拒むことはできません。

また、育児休業の取得等を理由とした解雇や降格、減給等の不利益取扱いは育児・介護休業法で禁止されています。

さらに、育児休業の取得等を理由とした上司・同僚からのハラスメントを防止するための措置を講じることが事業主の義務となっています。

男性の育児参加を進める企業を支援します

▶【両立支援等助成金】 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性社員が育児休業を取得しやすい職場づくりに取り組み、男性社員に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に助成金を支給します。

【育児・介護休業法や両立支援等助成金に関する詳細は厚生労働省HPをご覧ください。】

厚生労働省HP：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

問合せ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740

